

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月7日
【会社名】	株式会社構造計画研究所
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 渡邊 太門
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03) 5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 木村 香代子
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03) 5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 木村 香代子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 320,581,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社構造計画研究所 大阪支社 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 御堂筋MTRビル 5階) 株式会社構造計画研究所 名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋25 階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	113,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2022年11月7日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	113,000株	320,581,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	113,000株	320,581,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,837	-	100株	2022年11月30日	-	2022年11月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社構造計画研究所 財務部	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号(注)

- (注) 2022年11月14日 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号へ移転予定

**3【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
320,581,000	-	320,581,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

**(2)【手取金の使途】**

本自己株式処分により調達する資金320,581,000円については、払込期日以降順次、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】****1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要**

名称	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田中 嘉一	
資本金	51,000百万円	
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務	
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	33.3%
	株式会社みずほフィナンシャルグループ	27.0%
	株式会社りそな銀行	16.7%
	第一生命保険株式会社	8.0%
	朝日生命保険相互会社	5.0%
	明治安田生命保険相互会社	4.5%
	株式会社かんぽ生命保険	3.5%
	富国生命保険相互会社	2.0%

**b 提出者と割当予定先との間の関係**

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年11月7日現在のものです。

従業員持株会支援信託E S O P（以下、「本制度」といいます。）の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行（再信託受託者）に、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下、「信託口」といいます。）は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

## 1. 概要

本制度は、「構研所員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する所員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本信託は、その設定後1年6カ月間にわたり当社持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、予め一括して取得し、当社持株会に対して、定期的に当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、信託口による当社持株会への当社株式の売却を通じて、信託口の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する当社持株会会員に分配します。

なお、当社は本信託が当社株式を取得するための借入れについて保証をしており、本信託終了時において当社株式の価格の下落により、当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

第三者割当については、当社と本信託との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約書に基づいて行われ、本信託を通じて信託口が当社株式を取得します。

信託口の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

### （ご参考）本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給並びに受益者要件を充足する所員に対する福利厚生の実施及びインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を満たす者
本信託契約日	2022年11月18日
信託の期間	2022年11月18日～2024年6月14日
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	750,000,000円（予定）
株式の取得期間	2022年11月24日から2023年8月31日まで（予定） （ただし、以下の期間を除きます。 2022年12月26日から2022年12月30日まで、 2023年3月27日から2023年3月31日まで、 2023年6月26日から2023年6月30日まで）
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当及び株式市場における取引（立会外取引含む）により取得

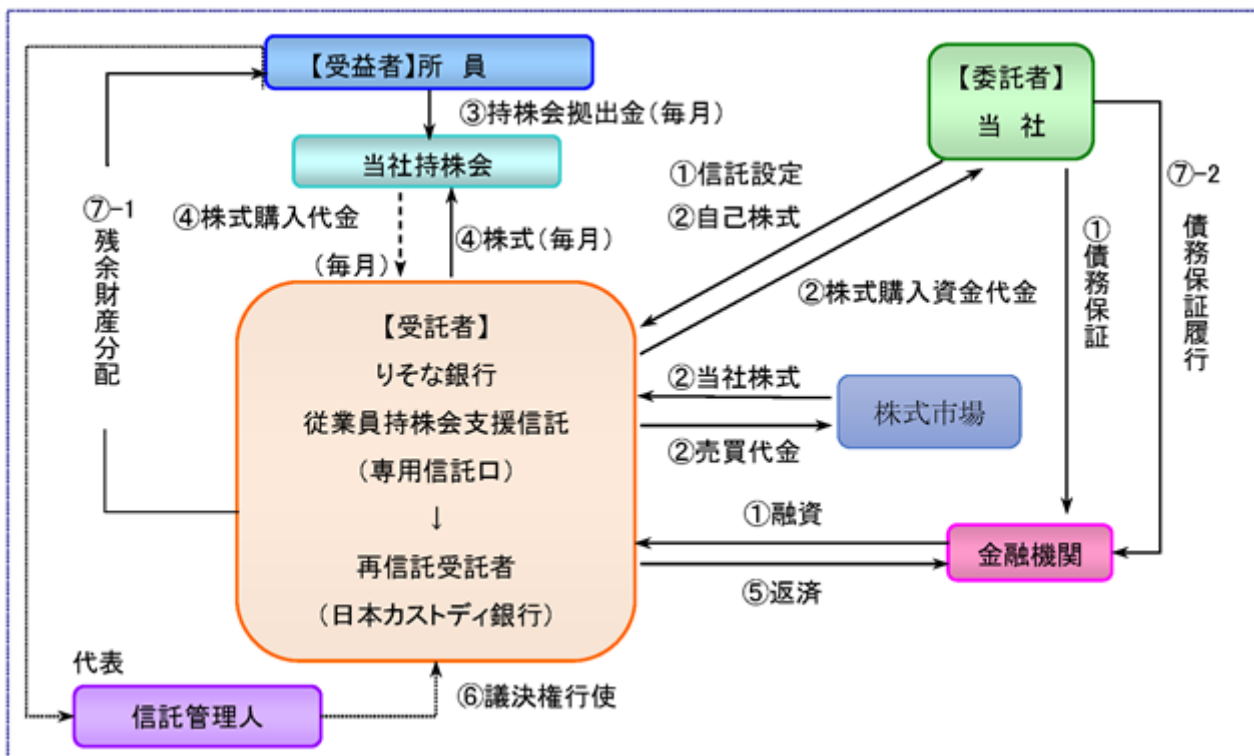
## 2. 当社持株会へ売り付ける予定の株式の総数

約260,000株

## 3. 受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、当社持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続きの全てを完了している受益者とします。

(本制度の仕組み)



持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

制度開始時		当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受けます（当社は当該融資に債務保証します）
		専用信託口は、借入金を原資として信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、自己株式の処分（第三者割当）による方法及び株式市場における取引（立会外取引による取引を含む）による方法により取得します
運営時		所員は毎月当社持株会に持株会拠出金を支払います
		当社持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入します
		専用信託口は、株式売却代金等を原資として金融機関に借入金を返済します
		専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使します
終了時	- 1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 当初定める方法に従い、受益者（所員）に財産を分配します
	- 2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 当社が金融機関に対して保証債務を履行します

### c 割当予定先の選定理由

本制度は、当社持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を所員に分配することを通じて、所員の福利厚生の充実化を図るとともに、所員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、その自己株式を本制度で活用すべく、自己株式の割当てを行うことといたしました。

当社は本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制、過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行を受託者として選定いたしました。なお、「従業員持株会支援信託E S O Pの内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、受託者である株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として再信託しますので、株式会社日本カストディ銀行（信託口）を割当予定先としております。

d 割り当てようとする株式の数  
113,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、本信託契約に基づき、本信託期間中の1年6カ月間において、当社持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。当該信託金については、本信託の受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を責任財産限定付金銭消費貸借契約によって確認しております。

上記責任財産限定付金銭消費貸借契約は、2022年11月18日に締結する予定であります。なお、当該責任財産限定付金銭消費貸借契約は、借入人である株式会社りそな銀行、保証人である当社、貸付人である株式会社りそな銀行の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証債務を履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：株式会社日本カストディ銀行（信託口）

借入人：株式会社りそな銀行

保証人：当社

貸付人：株式会社りそな銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、本信託に係る信託管理人又は受益者代理人の指図に従い行使することになります。信託管理人は、本信託契約締結時及び信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社所員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託管理人及び受益者代理人は、信託口に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行（以下、「割当予定先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認し、当社としましては、割当予定先等が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年11月4日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である2,837円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(2022年10月5日から2022年11月4日)の終値の平均である2,858円(円未満切捨て)からの乖離率は0.74%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(2022年8月5日から2022年11月4日)の終値の平均である2,826円(円未満切捨て)からの乖離率は0.39%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(2022年5月6日から2022年11月4日)の終値の平均である2,702円(円未満切捨て)からの乖離率は5.00%(小数点以下第3位を四捨五入)となっております。上記を勘案した結果、本自己株式の処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する処分数量113,000株(議決権数1,130個)につきましては、当社持株会の買付実績(直近の月例買付、奨励金及び配当再投資の実績額)を年次換算した年間買付予定額の1年6か月分(信託設定期間)を算出し、これを処分価額で除した株数(264,363株)のうちの113,000株であり、2022年9月30日現在の発行済株式総数5,500,000株に対し2.05%(2022年9月30日時点の総議決権数53,061個に対する割合2.13%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。)となります。本自己株式処分による株式は、毎月当社持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、当社としましては、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社南悠商社	東京都港区虎ノ門4丁目1-35	490,000	9.23	490,000	9.04
服部 正太	東京都品川区	414,800	7.82	414,800	7.65
構研所員持株会	東京都中野区本町4丁目38-13 日本ホルスタイン会館内	363,400	6.85	363,400	6.71
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	200,000	3.77	200,000	3.69
有限会社構研コンサルタント	東京都千代田区神田神保町1丁目103-206	150,000	2.83	150,000	2.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	132,465	2.50	245,465	4.53
外池 栄一郎	東京都千代田区	80,700	1.52	80,700	1.49
富野 壽	神奈川県茅ヶ崎市	80,000	1.51	80,000	1.48
阿部 誠允	東京都武蔵野市	65,323	1.23	65,323	1.20
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	47,300	0.89	47,300	0.87
計	-	2,023,988	38.14	2,136,988	39.43

- (注) 1. 当社は、2022年5月9日に「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」を公表し、自己株式76,000株を取得しております。
2. 割当後の大株主の状況については、2022年9月30日現在の株主名簿を基準として、(注)1の自己株式の取得及び本自己株式処分による増減株式数を考慮したものであります。
3. 上記のほか自己株式183,647株（2022年9月30日現在）は、当該割当後53,847株となります。
4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。
5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、2022年9月30日現在の総議決権数（53,061個）に本自己株式処分により増加する議決権数（1,130個）を加えた数で除した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第64期有価証券報告書及び第65期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年11月7日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年11月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第64期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年11月7日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（2022年9月12日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2022年9月8日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年9月8日

(2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

第2条については、正社員のみならず、派遣社員、アルバイト、フリーランス等の皆様の働き方を尊重した場の提供により、当社の提供価値の更なる向上を目指し、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を主な事業とする子会社を設立したことに伴い、事業目的を追加するものであります。

第16条については、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、当社定款を変更するものであります。

##### 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、服部正太、渡邊太門、木村香代子、郭献群、荒木秀朗、中込秀樹、本荘修二、新宅祐太郎、加藤嘉一及び根本博史を選任するものであります。

##### 第3号議案 会計監査人選任の件

PwCあらた有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査委員会の決定に基づき、新たに清陽監査法人を選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
定款一部変更の件	33,292	41	0	(注)1	可決 97.23
第2号議案					
取締役10名選任の件				(注)2	
服部 正太	33,263	70	0		可決 97.14
渡邊 太門	33,261	72	0		可決 97.14
木村 香代子	33,258	75	0		可決 97.13
郭 献群	33,259	74	0		可決 97.13
荒木 秀朗	33,265	68	0		可決 97.15
中込 秀樹	33,172	161	0		可決 96.88
本荘 修二	33,269	64	0		可決 97.16
新宅 祐太郎	33,274	59	0		可決 97.17
加藤 嘉一	32,853	480	0		可決 95.94
根本 博史	33,274	59	0		可決 97.17
第3号議案				(注)3	
会計監査人選任の件	33,202	131	0		可決 96.96

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3. 自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の第64期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年11月7日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を提出しております。

（2022年10月5日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

## 1 取得状況

## (1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

## (2) 取締役会決議による取得の状況

2022年9月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2022年5月9日）での決議状況 （取得期間 2022年5月10日～2022年11月30日）	120,000		300,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	9月1日	300	845,800
	9月5日	100	279,700
	9月6日	200	560,900
	9月7日	300	833,700
	9月8日	400	1,122,100
	9月9日	400	1,132,000
	9月12日	1,200	3,408,900
	9月13日	400	1,147,200
	9月14日	600	1,729,800
	9月15日	700	2,029,300
	9月16日	600	1,754,000
	9月20日	900	2,665,200
	9月21日	1,600	4,778,800
	9月22日	400	1,180,300
計	-	8,100	23,467,700
報告月末現在の累計取得自己株式		68,000	183,267,200
自己株式取得の進捗状況（％）		56.67	61.09

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

2022年9月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	5,500,000
保有自己株式数	183,647

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式などが含まれております。

(2022年11月4日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2022年10月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2022年5月9日)での決議状況 (取得期間 2022年5月10日~2022年11月30日)	120,000		300,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	10月3日	900	2,487,400
	10月4日	400	1,142,900
	10月5日	500	1,438,200
	10月6日	400	1,151,000
	10月7日	600	1,722,500
	10月12日	200	572,200
	10月13日	100	285,900
	10月14日	300	854,900
	10月18日	600	1,743,300
	10月19日	100	292,300
	10月20日	100	289,300
	10月21日	400	1,134,600
	10月24日	200	569,400
	10月25日	600	1,710,100
	10月26日	400	1,136,300
	10月27日	200	567,900
	10月31日	500	1,427,200
計	-	6,500	18,525,400
報告月末現在の累計取得自己株式		74,500	201,792,600
自己株式取得の進捗状況(%)		62.08	67.26

## 2 処理状況

2022年10月31日現在

区分	報告月における処分株式数(株)		処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	(処分日) -月-日	-	-
計	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	(消却日) -月-日	-	-
計	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	(移転日) -月-日	-	-
計	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬として処分した取得自己株式)	(処分日) 10月5日	24,300	67,651,200
計	-	24,300	67,651,200
合計		24,300	67,651,200

## 3 保有状況

2022年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	5,500,000
保有自己株式数	165,347

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式などが含まれております。

## （自己株券買付状況報告）

報告期間 自 2022年11月1日 至 2022年11月7日

株式の種類 普通株式

## 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2022年11月7日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2022年5月9日）での決議状況 （取得期間 2022年5月10日～2022年11月30日）	120,000		300,000,000
報告期間における取得自己株式（取得日）	11月1日	100	283,500
	11月2日	300	853,600
	11月4日	400	1,134,800
	11月7日	700	2,004,100
計	-	1,500	4,276,000
報告期間末日現在の累計取得自己株式	76,000		206,068,600
自己株式取得の進捗状況（％）	63.33		68.69

（注） 2022年11月7日開催の取締役会において、2022年5月9日開催の取締役会決議による自己株式の取得中止を決議しております。なお、同日をもって2022年5月9日開催の取締役会決議による自己株式の取得は終了しております。

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

2022年11月7日現在

報告期間末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	5,500,000
保有自己株式数	166,847

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式などが含まれております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第64期）	自 2021年7月1日 至 2022年6月30日	2022年9月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第65期第1四半期）	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年9月9日

株式会社構造計画研究所

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 原 隆 寛

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の2021年7月1日から2022年6月30日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



投資有価証券及び関係会社株式の評価（市場価格のない株式の評価）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年6月30日現在、投資その他の資産の内、投資有価証券2,097百万円及び関係会社株式836百万円を貸借対照表に計上しており、財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、市場価格のない株式がそれぞれ1,743百万円及び836百万円、合計2,579百万円（総資産の15.0%）含まれる。当該株式は、主に投資先の超過収益力を反映した価額で取得したものである。</p> <p>会社は、当初評価した超過収益力が変動していないかについて、事業計画の達成状況を把握すること、及び投資先の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値から株式価値を算定し、当該株式の価値を簿価と比較することにより判断している。</p> <p>会社は、以上の方針に従い、当該株式の超過収益力の変動について検討した結果、減損処理を行っていない。</p> <p>なお、株式価値の算定にあたっては、事業計画における将来の売上予測及び割引率を主要な仮定としている。</p> <p>投資有価証券及び関係会社株式の内、市場価格のない株式の残高に金額的重要性があること、また、当該株式の超過収益力の変動の有無については経営者の判断を伴うため、当監査法人は、上記の投資有価証券及び関係会社株式の内、市場価格のない株式の評価を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式の評価において、超過収益力の変動に係る会社の判断を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資先の超過収益力の変動の検討を含む、市場価格のない株式の減損に関する検討プロセス、会社の規程の整備状況を含む会社の内部統制を理解・評価した。</li> <li>・投資先の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値から算定した株式価値と株式簿価との比較を実施した。</li> <li>・投資先の直近の財務諸表における損益と事業計画を比較し、事業計画の達成状況を確認した。</li> <li>・投資先の直近の財務諸表における損益と事業計画との乖離について、会社が実施した乖離要因の分析結果の合理性について検討した。</li> <li>・経営者や投資先の経営者等への質問、及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じて、投資先の経営環境を理解した。</li> <li>・経営者から、投資先の最新の事業計画を入手し、将来の売上予測に関する仮定を理解し、仮定の根拠について投資先経営者等への質問、及び利用可能な外部データとの整合性を確認した。</li> <li>・投資先の最新の事業計画に基づき、将来キャッシュ・フローの現在価値及び株式価値が正確に算定されていることを確認した。</li> <li>・評価の専門家の協力を得て、独自に割引率を計算し、経営者が株式価値評価に採用した割引率との比較を行った、もしくは、信頼性のあるデータに基づき割引率が決定されていることを確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の2022年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が2022年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月7日

株式会社構造計画研究所

取締役会御中

清陽監査法人  
東京都港区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石倉 郁男

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 乙藤 貴弘

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の2022年7月1日から2023年6月30日までの第65期事業年度の第1四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2022年6月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年11月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年9月9日付けで無限定適正意見を表明している。なお、会社は前事業年度の第1四半期の四半期報告書の訂正報告書を2022年8月9日付けで提出している。

### 四半期財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構

成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められな  
いかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項  
について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査  
人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい  
る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。